

# 平成 21 年 9 月議会八尾春雄一般質問

## ＜八尾議員：1 回目の質問＞

おはようございます。議員の皆さん、また理事者の皆さん、そして傍聴者の皆さん、これから10番、八尾春雄が一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

一般質問の前に他の議員各位に倣（なら）いまして、総選挙の結果について、少し述べたいと思います。

今回の選挙は民主党の一人勝ちのように見えますが、私は必ずしもそうとばかりは言えないのではないかと考えております。というのも、小選挙区制度の弊害が出て、投票総数7,058万票のうち、実に46.3%に上る3,270万票が死に票であるということです。民主党が得た今回の議席308議席ですが、比例代表の得票率42.4%を適用すると204議席となり、104議席、比例代表の比率よりも多く得ていることとなります。民主党以外の政党がこのあおりを食いまして、いわば割を食って、一番割を食ったのが公明党さんの34議席、日本共産党25議席、みんなの党15議席、社会民主党13議席、そして自由民主党9議席とこういうこととなります。

日本国憲法前文に、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するとの文言があります。今回の選挙は正当に選挙されたとは言えないのではないかと、そういう選挙制度ではなかったのかということをはっきりしているように思っております。国民はむしろたくさんの党の存在活動に期待しているのでないか、いずれ、この小選挙区制については見直しや廃止を検討すべきものであると考えます。

このことをまず主張して、質問に入ります。質問は5点でございます。

(1) **住民合意の町づくりについて**。馬見南4丁目、株式会社フクダ不動産所有地の開発について、地元住民が得心できる計画を同社はその後、提示しておられるのかどうか。また、これまでのように住民との了解を勝手にほごにして問題をこじらせることのないように、町が毅然たる態度で臨んでいただきたい。

②馬見北5丁目地区計画について、町は原案について説明会を実施しましたが、ごく少数の反対意見に動揺して所定の手続を進めておられません。原案に対する賛成率計算について、無回答者数を除外した根拠は何でしょうか。公告縦覧手続に速やかに移行すべきではないのかと思います。そして、このことについて、地元自治会と十分に調整していただきたいと思います。

**2つ目**の質問でございます。今年の戦没者追悼式のあり方について、昨年12月議会で戦後63年間、我が国が戦争をしないでこれたのは、日本国憲法第9条の存在が大きいことを指摘したところ、町長は来年度の式辞については、綿密に協議を加えながら考えてま

いりたいと議会答弁されております。今年度の式辞では、日本国憲法第9条について、どのようにコメントされる予定でございましょうか。

②追悼式の中で「海行かば」という歌が奉納されています。

この歌詞は、「海行かば、水づくしかばね、山行かば、草むすしかばね、大君の辺にこそ死なめ、かえりみはせじ」とあります。現代語ならば、「海を行くなら水につかるしかばねともなろう、山を行くなら草の生えるしかばねともなろう、天皇陛下のおそばにこの命を投げ出して悔いはないのだ。決して振り返ることはないであろう」というふうになると思います。しかし、主権在民を定め戦争を放棄し交戦権を認めない現憲法のもとで、かつ、広陵町主催の追悼式において、この歌の奉納が果たして戦没者に対する追悼として適切であるかどうか、町長の見識をお伺いいたします。

3番目でございます。国民健康保険会計の今後の見通しについて。8月24日の国保運営協議会では平成20年度決算の報告がなされ、町長の閉会あいさつの中で今年度の課題が列挙されております。昨年度までは、赤字決算であっても即税率改定イコール値上げということにはせずに、後期高齢者医療制度との兼ね合いも見ることがあるとして、拙速（せっそく）を戒めた対応でございました。今般の政権交代により、後期高齢者医療制度はいよいよ廃止される見通しでございます。このことについてどのように受けとめておられますか。

②各都道府県単位の国民健康保険制度への移行に関して、どのような検討が進められておられるのか、幅広い被保険者の意見が反映されるような手だてをぜひとっていただきたいと思っております。

4番目でございます。農地を転用し新たな事業所、住宅を誘致することについて、低米価で農家の経営がままならず後継者も育っていない中、農地を転用して事業所、住宅を誘致する方向が顕著となってきております。町長のマニフェストでは、人口4万人の都市づくりとなっておりますが、人口増加に伴ってインフラ整備が欠かせません。具体的な計画はどうなっていますか。

8月11日の床上浸水のお宅を訪問してお話を伺ったところ、今回初めて床上浸水の被害に遭われたとのよしでございます。付近の住宅化やその関連はないのでしょうか。今後6,000人の人口増加を見込むとなれば、新たに2,000戸の住宅が増加する計算になります。遊水機能の強化がなければ、昨今のゲリラ豪雨には対応できないのではないかと懸念をしているところでございます。

2、企業誘致の場合、赤字になれば即、撤退を心配しなくてはなりません。町と企業との協定で地元マイナスの負担ができるだけ出ないようにする対策はどのように取る計画なのか、お示しを願います。

5番目でございます。近鉄五位堂駅北側のエレベーター設置に関する進捗状況を知りたい。香芝市との協議内容はどこまで進展しているのでしょうか。

2、名目を問わず、国や県の補助金活用についての調査はしておられるのでしょうか。

その結果についても、お示しを願いたいと思います。

第1番目の質問は以上でございます。

## ＜平岡町長：1回目の答弁＞

ただいま八尾議員から5点の質問がございましたので、順を追ってお答えをしたいと思います。

まず、1番でございますが、住民合意の町づくりについて細かく2項目でございます。

1番目の馬見南4丁目の株式会社フクダ不動産の開発でございますが、8月12日の議会全員協議会におきまして、真美ヶ丘地区内における宅地については1区画200平米を厳守するよう指導することで議会全員のご同意をいただき、現在、指導しているところでございます。現在は、20区画で20戸の戸建てということで計画を見直され、地元自治会にも説明をされているようです。全員協議会でもご意見ありましたとおり、企業としての使命を守るため努力をいただいていると喜んでいただいております。

次、住民合意の町づくりの2番目でございます。馬見北5丁目の地区計画ですが、今年の2月に住民説明会をさせていただき、地権者の方からも反対の意見が出されました。その際も、再度説明会を開催する旨、明言しておりますし、建物用途に制限を加える地区計画制定ですので、利害関係者の意見を十分に反映していきたいと考えています。

賛成率計算に無回答者数を除外した根拠は何かとのことでございますが、これについては説明会に出席されていない方もおられますので、町から地権者全員の方にアンケートによる賛同率の確認をさせていただいているものです。馬見北5丁目地区内の地権者数259人で賛同された方は196人で、75.7%の賛同率ということで回答させていただいております。地権者の地権者数の中には、無回答者数も含まれております。現在、地元自治会に説明しながら、賛同率を高められるよう進めております。

次、2番でございます。今年の戦没者追悼式のあり方について、2つご質問をいただいております。

1番目の質問ですが、戦没者追悼式は、戦没者に心から追悼の意をあらわし、恒久平和を願って挙行いたしております。本年度の追悼式におきましても、二度と戦争の惨禍（さんか）を繰り返すことのないよう、恒久平和を確立することが我々に課せられた責務であります。そして、我がふるさとの発展を報告し、引き続きお見守りいただくことを願いますと、その思いを追悼の辞として申し述べたいと考えております。お尋ねのことにつきましては、憲法を守ることは当然のことです。式辞につきましては当日、お耳を傾けてください。

2番目のお尋ねでございますが、本町追悼式では追悼の意を込めて例年、関心流日本興道吟詩会広陵地域連合会の皆さんによる献吟をいただいております。感謝申し上げているところでございます。今回のご質問のありました「海行かば」をお歌いいただいておりますことにつきましては、戦没者にささげる純粋なお気持ちによるもので他意はないものと考えます。

が、その歌詞については、八尾議員からご指摘いただいていることを吟詩会の代表の方やご遺族の方にお伝えしたいと存じます。八尾議員は吟詩会の会員でありますので、またご協議いただくことになると思います。よろしくお願ひしときます。

次、3番目でございます。国民健康保険の見通しについてで、2項目のご質問でございます。

1番目のご質問、どのように受けとめているかであります。私は持論として、今まで社会に貢献された高齢者を敬い、多額の費用負担を求めべきでないと考えております。現在の介護保険やいろいろな制度を見ましても、社会的弱者と言われている高齢者等に負担を強いている福祉のあり方について、国がもっと考えるべきということ、今後の政権を担う民主党に期待をしているところでございます。

本町の国保財政につきましては、極めて厳しい状況にあるとの認識を持っており、滞納整理の強化と、国へは助成を増やすための要望を引き続き行うとともに、町民の方へは国保の実態をよくご承知いただき、ご負担可能な保険税にすることや一般会計の繰り入れのあり方について幅広くご意見を伺いながら、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

一方、医療費を抑制するための施策として、特定健診のさらなる推進とがん検診を含めるいろいろな健診を推進し、早期発見、早期治療につなげて、健康な町づくりとともに増え続ける医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次、国民健康保険の見通しの2番でございます。現在の市町村単位の国民健康保険制度は、数次にわたる改正により財政的には極めて厳しい状況となっており、被保険者の負担が大きくなってきております。このため、国へは医療保険制度間における負担と給付の公平化を図るため、医療保険制度の一本化を早急に実施するよう求めているところであります。

奈良県においては、市町村行財政改善について議論すべく立ち上げられた検討会の中で、国保については増嵩（ぞうすう）し続ける医療の抑制について議題として上げ、特定健診、高齢者の健診及びがん検診等の推進とそのあり方について議論されることとなっており、またその中で、今後の国民健康保険制度のあり方についても検討される予定となっております。そのため、既に昨年度から医療関係者や有識者などと意見交換が行われ、この秋に公開で開催される予定の検討会で発表されることとなっていることから、幅広い意見が交わされるものと期待をしております。今後、県単位での国保運営等について具体案が示されたときには、ご報告をさせていただきます。

次、4番でございます。遊水機能の強化がなければ、昨今のゲリラ豪雨に対応できないのではないかとのご心配をいただいておりますことでございます。答弁として、農地を転用し新たな事業所、住宅を誘致することについてですが、8月11日早朝の、大雨による一部床上浸水された住宅の別途倉庫でございますが、この地域の用途は準工業用地域に指定されているところで、環境の悪化をもたらすことのない工業の利便を増進する土地利用区

域で住宅も併用できる地域となっております。そのため、浸水家屋の周辺は元住宅跡地と農地を住宅用地として開発されたもので、南側は水田を耕作されているため、排水できない水が流れ込んだものと推測されます。

近年、環境の変化で各地において豪雨が発生しておりますが、本町は土砂災害はないものの大雨時には中小河川が増水し、内水がはけない状況の箇所が幾らかございます。住宅開発における調整地の設置義務は3,000平米以上の大規模な開発行為となっておりますが、町においては、旧市街地における中小開発での雨水排水計画の指導は、強く指導しているところであります。これからもこのような被害が起きないように、開発指導とインフラの整備をしてまいりたいと思います。

次、4番でございます。企業誘致の場合、赤字になれば即、撤退と心配をいただいていることでございます。答弁として、企業は常に成長を目指して、それぞれの企業の目標達成に向けて経済活動に取り組んでいるものであります。広陵町に元気な企業がたくさん来ていただくことにより、町全体に活力が出てくるものであり、町としても企業の繁栄を信じ、企業の経営努力に大いに期待をするものであります。社会経済情勢の変化により、企業の経営に問題が発生することがないとは言えませんが、行政としては、企業が町内で元気に事業を行っていただくことにより雇用面、税収面で町に活力をいただけるものであることから、町行政としてしっかり応援をしてまいりたいと存じます。

次、最後でございます。5番の近鉄五位堂駅北側のエレベータ設置に関する進捗状況でございます。2つございます。1及び2をまとめてお答えをしたいと思います。

近鉄五位堂駅北側のエレベータ設置については、広陵町民も多くの方が利用されることから、香芝市長に事あるごとに申し入れを行ってまいりました。今回、ご理解をいただき、事業計画に組み込んでいただくことができたのであります。その概要は、近鉄五位堂駅の周辺整備を駅舎バリアフリー化整備事業として21年度から5カ年計画で香芝市の事業として、国の地域活力基盤創造交付金事業で実施されます。今年6月に国へ交付金申請が行われました。補助金の決定を待たれているところであります。以上のとおりでございます。

## <八尾議員：2回目の質問（第1項目）>

それでは、2回目の質問です。フクダ不動産が昨年秋に、自治会と合意した一戸建て20戸の建設という方針に戻そうとするというのは、歓迎するものでございます。でも、これだけ二転三転して住民を混乱させた。町も混乱させた。この責任は大きいだろうと思います。町と住民に対して謝罪していただく必要があると思いますがどうでしょうか。

それから、町はこのたび、開発指導要綱の改定も実行して強い態度に出たことで、局面の打開が図られたと感じています。

町は今後、このまた20戸ということにフクダ不動産戻しましたけれども、中身を進めていくとまたほかの方に方針を変えるんだと、こういうことの絶対にならないように厳しい指導をきちんとやり遂げていただきたいと思いますが、その見通しについてお尋ねをいたし

ます。

それから、馬見北5丁目の地区計画でございますが、事前に十分に相談をして発表された町の原案ですから、公告縦覧のに移っていただきたいと考えます。アンケートの結果について、賛成が76.7%と町は計算したけれども、それでは同様に、反対と意思表示をされた方が比率がどれだけかというとも6.5%にすぎません。従来どおりの計算方法によればアンケートで回答なしというのは、賛成にカウントすることになっており、この計算では87.6%という賛成になり、町が説明してきた80%以上の賛成はクリアしております。自治会との間で、進め方について勝手な判断で町が新たな障害をつくることのないようにしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

### <吉村事業部長：2回目の答弁（第1項目）>

まず、一つ目の南4丁目のフクダ不動産の開発の件でございます。おっしゃるように、地元自治会には再三変更等でご心労を煩わせた。当然、我々担当といたしましても、大変、苦慮をしてきたという実態はございます。しかしながら、企業は法律の範囲の中での行為をしているものですので、混乱をさせたということに対しては自治会へ謝罪はされておると思います。改めて、謝罪を求めるといものではないというように担当としては考えております。それと今後、また、変更がされるんではいかというご心配も当然あるかと思っておりますけれども、これにつきましては、企業も努力をされるであろうし、町としてもしっかりと協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、2つ目の北5丁目の地区計画手続について2点、お尋ねをいただいております。

1つは手続を早急に進めなさいと、自治会案で早急に進めようと。町は提示しておりますけれども、自治会の意向をもととした原案でございますので、町長が答弁申しましたように、2月に説明会を開催いたしました。その席では、反対意見が出されたのみというような雰囲気は私、受けとめております。数こそ4人ほどでございましたけれども、その理論の中には相当、やはり研究そして検討されておる意見もございます。やはり、将来にわたって北5丁目立派なコミュニティーとして発展をしていただくためにも、その辺の地権者とそして既にお住みの方も合わせて、ある一定の合意をとるための、合意できる努力を双方にさせていただくのが我々町の担当者の希望でございます。その点、一つご理解をいただきたいと思ひます。

それと、無回答の数を賛成に入れるべきだという八尾議員のご指摘でございますけれども、方法論は別としまして、やはり個人の権利をあるいは財産運営の権利といひますか、そういうものをある意味、規制する方向での地区計画でございますので、やはり慎重に進めるべきだというように考えております。よろしくお願ひいたします。

### <八尾議員：3回目の質問（第1項目）>

馬見南4丁目の件については、町がきちんと指導するという事ですから、ぜひ抜かりの

ないようにお願いをしたいと思っております。ただそこで、言わなければいけないのは、この1戸建て20戸というのは、あるいはフクダ不動産が変更したいというふうに入ったのは、法律を違反する内容で提起したのではないわけです。町があくまで、どんな町づくりをするのかという点において話し合いを進めて、1戸建て20軒ということに落ちついているわけですから、法律の違反さえなければして構わないというふうにはならないという事だけ少なくとも指摘しておきたい。

それから賛成率の計算の問題については、ちょっとやりとりがありますけれども、私は何も意見を述べないということが正しいやり方だとは思っておりません。ぜひ、言っていただいた方がいいと。ただ、歴史的にいうと、今、第1種中高層地区専用地区になっておりますけれども、住民は県の都計審に対して3,177筆の異議申し立てをしまして、ここは低層住居専用地区にしてもらいたいということを県庁に申し出たわけです。県の都計審に。そのときの県の対応は、意見を出しておられない方については、この分野では賛成になるんですよというふうな反応であったわけです。そういうことについて、矛盾があるのではないかと思いますので、その点を指摘しておきます。

それから、馬見北5丁目の地区計画については、9月10日県庁を訪問し、都市計画室の鳥居宏行室長補佐にお会いしてお話を伺いました。県は町に対して合意形成を進めよとは指導はしているけれども、今回のように前回原案を修正し、上田部奥鳥井線接道地を低層1戸建て住宅地区から除外した地区計画原案を作成せよなどという指導は一切していない、こういうふうに言っております。県といろいろ相談をした結果というふうにこれまで説明をしてこられましたけれども、相談の中身はそういう実態だということですから、もし、その修正をしたいという案を準備をして説明会をやるということになったら、今度は町が出した先ほどの原案に対して、今度は大方の方は反対の意見を述べることになろうかと思えます。町長の答弁では、地元自治会に説明をしながら賛同率を高められるように進めておりますという返答でございますけれども、そんなことを町が進めたならば、むしろ賛同率は激減する可能性が重大であるということでございます。反対を言われた方の中には、開発指導要綱で1戸に当たり100平米の土地が要るんだという規定があることを知りながら、実は350平米の土地に長屋式の4戸一の賃貸住宅を建てた方があります。それから、その場合は開発指導要綱は法律ではないということで、無視をされて建設をされたものでございます。また、別の反対者は上田部奥鳥井線の接道地に店舗が建てられるように変更してはどうかという反対論を述べられました。この方は自らがここに住んで生活しようと考えているのではなくて、持っている土地を売却したり賃貸したりして、この土地から収益を上げようという立場からの発言でございます。住民合意の町づくりからすると、ちょっと考え方が異なるのではないかと。ですから、反対があるから機械的に見直しをするんだというふうに直ちになるのではなくて、反対者の意とするところが一体なんであるのかということも町も十分に吟味していただいて判断をしていただく必要がある。その点が抜かっておるのではないかとこのことを指摘したいと思っておりますが、その点どうでござ

ざいましょうか。

### <吉村事業部長：3回目の答弁（第1項目）>

何点かお尋ねというか、ご指摘をいただきました。

まず、南4丁目のフクダ不動産の今後については、町としても、さきの議会全員協議会でお諮りをし、議会全員の方々の激励といいますか、しっかりやれということをお願いしておりますので、そのあたりのところも業者と十分折衝をして、南4丁目の皆さんがよかつたなどと言っただけのような事業になるように進めてまいりたいと思います。

それと、賛成の数の取り扱いについて、県の判断に基づく説明を交えてご指摘をいただきましたけれども、それはその考えも私は否定をいたしません。ただ、私は先ほど言いましたように、規制をするということの意味から無関心であるというのか、あるいは賛成だから回答しないというのであるのか、残念ながら、私はあのときに2月の5日の説明会の席上で、賛成の方はほとんど発言をされなかったと、そこらのところも、やはり議論を闘わせる場も必要ではないかなと、ということは、やっぱり住民の方、それぞれによって思いが一緒ではないと。異なる部分は当然あるわけですよ。そういった議論がどこでなされるかという、やはりそういう説明会の席上でやっぱりやっていただくのが一番いいのではないかなと。そういうことも考えておりますので、よろしくご理解をいただきます。

それと、県はそういう指導をしてないよというようなご提言もございますけれども、この地区計画は、やはり当然、県とは協議はするわけですが、町が決定をするものがございますので、町としては、上位組織である県の考え方というものを理解しながら町が判断をして進めていくということで一つご理解をいただきたいと思います。

それと、同じく上田部奥鳥井線のところの土地所有者の方は、地区計画そのものよりも自己の土地による収益の向上のためにいろんな意見、反対をしておられるというご指摘でございますけれども、あの席でも出ておりましたように、やはり町というのは住居だけという考え方もございますけれども、ある一定の機能も必要であるというような反対意見も寄せられております。そういったことから、町としてはいわゆる町における主要幹線でもございます、片側2車線、4車線の上田部奥鳥井線のところは果たして住宅がいいのか、それ以外の用途も認めていいのか、その辺の議論も今後やっていただく必要があろうかと思っておりますので、提案をさせていただいている内容です。以上でございます。

### <八尾議員：3回目の質問(第1項目)補足>

吉村部長はそうに言われたけども、町自身が提案した原案について、よほど確信がなかったのか、その点は今後も詰めていきたいと思っております。

### <八尾議員：2回目の質問(第2項目)>

2番目でございます。戦後64年間経過しましたが、我が国の軍隊が海外に出かけてた



の一人の命も奪っていないことは歴史の事実です。町長は、今年の戦没者追悼式の主催者あいさつでそのことを明言されるかどうか、それから憲法9条の取り扱いについてどういうふうにするのか、注目をしておりましたところ、当日、耳を傾けてほしいということでございます。私もぜひ、出席をして、町長がどのように明言をされるのか注目をしたいと思っております。

さて、「海行かば」の件でございますけれども、現代語訳は、私が質問通告書に記載した内容で間違いがなかったかどうか、答弁をお願いします。また、広陵町が主催をして執行する集いでございますので、日本国憲法を守るのは当たり前だという立場からも、日本国憲法に照らしてこの集会のあり方がどうなのかということを吟味をしていただいて、返事をしていただく必要があるかと思えます。ご依頼をしている相手様の団体がどうのこうのという話しではなくて、あくまで町としての姿勢を問うているものでございますので、その点どうでございましょうか。

### <竹村福祉部長：2回目の答弁(第2項目)>

お答えいたします。議員、お尋ねの現代語訳でございます。一字一句、そのとおりに訳しますと、おっしゃってるとおりでございます。ただ、この歌のルーツにつきましては、現在、学説として私たちが理解しておりますのは、万葉集から引用されておることでございます。そのまたルーツは聖武天皇に時代に奥羽地方に出向く際に、当時の大伴家のご先祖をたたえた歌を詠まれたというようなことも勉強させていただきました。解釈でございますが、終戦近くに、いわゆる戦争の様子を伝えるニュースの中で鎮魂の歌として多く使用されたということも理解をしております、その解釈につきましては、一字一句は先ほどおっしゃったとおりでございますが、その時代に既に鎮魂の歌という取り扱いがされた。また、歌詞の中には、銃を持って他国を攻撃せよというような一字一句もないというところから鎮魂の歌として、その後、歌われてきたものと理解をしております。ただ、一字一句の解釈につきましてはいろんな学説も勉強させていただきましたけれども、そのような鎮魂の歌、また、大君の解釈につきましてもいろんな学説があるのも事実でございますので、その一字一句を今、ご議論申し上げるつもりもございませんし、その必要もないかなと思えますけれども、その戦没者追悼式におきます参列されるお方、またささげただくお方のお気持ちを大切にしながら、戦没者追悼式を挙行させていただきたいと担当者としては考えておるところでございます。よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

### <八尾議員：3回目の質問(第2項目)> ……答弁求めず

この夏に帰省をしまして、85歳になる私の父に「海行かば」のことを尋ねてみました。父ちゃん、「海行かば」いう歌知つとるかかっていうて聞いたら、知つとると。どんな歌か。悲しい歌だと。戦争に行くときに歌う歌か。いや、白木の箱に入って帰ってきたときに歌

う歌だと言っておりました。弔いの歌か。そうだ。

去年出て、涙を流しておられた方もありました。私は気持ちは同じでございます。けれども、今日、戦争をしない国になったんだから、それをぜひ、見直してほしいということをお願いしているものでございます。そのことだけ述べて答弁はよろしいので、次に移ります。

### <八尾議員：2回目の質問（第3項目）>

国民健康保険会計の見通しについてでございます。今回、3億8,000万の赤字とは大きな数字でございます。うち、2億2,000万円は滞納です。払いたくても払えない人や払う力があるのに払わない人までさまざまですが、内容を正確に分析をして分割で払ってもら人や繰り延べる人、どうしても払えない場合には独自の減免制度を設けて、できるだけ早い時期に清算することも検討してもらいたいと思います。けれども、これらの根本には国の負担金が5割から3割に減らされたという社会保障費用の削除の路線があります。町長からも直接、あるいは市町村会長会などを通じて、この窮状（きゅうじょう）について訴えていただいていると思いますけれども、新聞報道によれば滞納率が1割を超えるという大変な事態でございます。このことについて、やはり、8月24日の国保運営協議会でも具体的な方針というところまでいっておりません。十分に検討していただきたいわけですが、やはり国に対する働きかけということをもっとやっていただきたい。それから、一般会計からの繰り入れも現実的に検討してもらいたいと思います。いつまでも赤字に繰り越しては対外的な信用も損なわれるのではないか。そして、払うべき人が払わないのでその分値上げで対応しようということであれば、今度はまじめに負担するものがばかを見るとこういう議論にもなってしまうので、こうした矛盾が起きたところが、やはり国の社会保障の制度なんだとこういうことを国が事実上放棄してしまったところにあるんじゃないかと思いますが、その点、ご努力をもっとしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

### <竹村福祉部長：2回目の答弁（第3項目）>

お答えを申し上げます。まず、1点目でございますが、滞納、税額の滞納があるということも事実でございますし、払いたくても払えないという方が中にはいらっしゃることもお話しとして、私ども窓口で一人一人にお話をお聞きしてる中でいらっしゃることも承知しております。

昨今の経済情勢の中で、非常に会社の都合で、いわゆるリストラにあわれたお方が国民健康保険に加入という手続の中で直接ご相談をいただいております。その辺の事情につきましては、お一人一人詳しく伺いをしてるわけでございます。今般のそのような社会情勢の中で、いわゆる減免措置の拡充につきましてのお問い合わせもいただきました。本町の場合、本年の4月に減免の規則を改正をさせていただきます。

いわゆる自己都合によらない退職のお方につきまして、前年度より大きく収入が減少すると見込まれる場合、それらの事情を十分にお聞かせをいただき、また、退職をされた旨の証明書類等もおつけをいただきながらお話をお伺いいたしまして、本年度課税のなる税額の2分の1にさせていただく旨の規則を整備をさせていただいております。内容でございますが、いわゆる担税力のあるお方につきましてはご遠慮いただくような規定にはなっておりますけれども、そのあたりは十分にお話を聞いて適応させていただいておりますので、まずは、そのようなご心配がございましたら、私どもの窓口で十分にご相談をまずはいただきますようお願いを申し上げます。

それから、2点目の国の国保に対する負担の割合の件でございます。現状でございますが、総体的には国保で入り用の2分の1を公費で負担をしていただくというような仕組みになってございまして、おっしゃってるとおり数字の改正によりまして、現在は国庫の負担金、国庫負担が34%という率になってございます。2分の1より減ってるやないかというふうな、これだけ見ますとそのような数字になるわけでございますが、あとは調整交付金が9%、それから都道府県の調整交付金が7%ということで、合わせまして50%、2分の1は公費で確保できるような仕組みにはなっております。なぜそのような数字、分担になっておるかということになりますと、一律で市町村に交付をするのではなく市町村の実情に応じて、先ほど申しあげました調整交付金という部分で財政状況に応じて交付をされるという仕組みになってございまして、パーセントの分担はそうようになってございます。ただ実際、その運用の結果が市町村の実情に合ってきておるものかどうかということにつきましては、精査をさせていただかないと明確に説明させていただくことはできないわけですが、ただいま私どもが常々要望させていただいてる中には、市町村の実情にあった内容で公費負担をお願いしたいということで、お願いをしてきておるのが実情でございます。ですので、2分の1の公費というのは仕組み上は確保はされておるということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、一般会計の繰り入れにつきましてでございます。先般からいろいろとご議論をいただいている内容でもございます。特に広陵町の場合、平成17年度から国保の会計が収支のバランスがとれない状況であるということも事実でございます。本年21年度を迎えるに当たりまして、既に、医療制度の改革によりまして、後期高齢者医療に国保から抜けていっておられるお方もいらっしゃいます。またその間に先ほど申しあげましたように、リストラ、あるいはいろんな事情で国保に新たに加入をして来られた方もいらっしゃいます。また、会社に就職されていわゆる社会保険を取得されてるお方もいらっしゃいます。また広陵町の場合、非常に広陵町でお住みになりたいというお方も多ございまして、広陵町に新たにお住まいになる、あるいは社会情勢から他の町へまた転勤をされるという方、非常に人の動きも多ございます。そのような中で、国保の最終的なご負担をどのように求めさせていただいたらいいのかということにつきましては、改めて整理をした上でご相談を申し上げたいと思います。そういうことで、一般会計の繰り入れ云々のにつきましてはご

理解いただきたいと思います。以上でございます。

### <八尾議員：3回目の質問(第3項目)>

今の竹村部長の答弁で、2分の1国庫負担というのが確保されているように言っておられるんですが、私、中身が追いついていきません。具体的にまた、詳しくお尋ねをしたいと思えます。

それから、今こういう決算状況になりまして、どうするのかということで議論があります。都道府県単位にしてはどうかという話が進んでいることも紹介をしていただきましたけれども、中身がまだ伝わってきません。検討しているから固めてないんだとこういうことですが、この点で広陵町の側から、もしそういう都道府県単位の制度になれば、どのような内容を要請をされるおつもりなのか、今、はっきりしてる事だけでも結構ですから、そのポイントについて説明をお願いします。

### <竹村福祉部長：3回目の答弁(第3項目)>

お答えをいたします。都道府県での国保の一本化につきまして、実は総務省を中心といたしました予算の国の全体の予算編成の指示の中で、21年度から22年度に向けての予算の全体的な指示も出ておるわけでございます。その中で国保制度につきましては、地方分権改革推進要綱第1次というのがございまして、それを踏まえて、都道府県単位による広域化の検討を促すというようなことで、これは現在のところ、国全体での財政状況の見直しの中での一環というふうにとらえをさせていただいております。それで、厚生労働省におきましては、それらを受けまして、現在の体制の中で国保財政の現在の厳しい状況を打破するために、都道府県単位であるいはその他の医療制度も含めて見直しをどうかというようなことでの指示も出ておるところでございます。これは、いわゆる後期高齢者医療制度、それが制度として設計をされた際に、まずはその第一歩として都道府県での広域連合での運営というのを計画された。それが第一歩でございますので、ある程度この様子といえますか、それはご理解いただけるのかなと思えます。

現在、全国的にどのように動いておるかということでありますけれども、まず一つは、京都府で県単位のその一本化の検討をされるというようなことも聞いておりますが、奈良県におきましては、7月にそのような検討に入るということを発表されました。先ほど町長が説明申し上げましたように、奈良県では全体的な財政の検討の中で国保制度のあり方についても検討されるというような位置づけになってございまして、その中で広陵町としては、その検討会が各保険者、市町村になりますけれども、保険者の担当課長が出席をする会議というのを組織されることになってございます。そこで、いろいろな市町村の状況も出しながら議論をされるということを期待をしております。ただ、現在のところ第一歩は、共通的な事務事業であります健康の管理につきましての検討を第一歩でされるということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

### <八尾議員：3回目の質問(第3項目)補足>

部長の今の答弁ではあんまり具体的にものを言うてないなとこういう印象を持ちました。もう少し、よく議論していただいて、特に被保険者方の意見を聞いていただくという作業を住民参加でお願いしたいと思います。

### <八尾議員：2回目の質問(第4項目)>

4番目でございます。安部新田のイズミヤの誘致にしても、寺戸のカインズの誘致にしても、耕作をお休みしている農地はなくて水田として保全されている農地です。それも優良農地でございます。カインズを誘致しようとしているエリアは、失礼ですがちょうど山村副町長のご自宅前の水田、畑でございますして有効に活用しておられます。農業振興地を他の目的に転用する場合に農業振興という立場から、どのような検討を経てそういう転用をなされたのか。

それからもう一つ、水田は大きなダムだという言葉があります。水害発生と農地の削減には関連性のあることが指摘をされています。転用路線の可否を吟味すると同時に、もしその路線を継続するんであれば各地に調整池を設けるなり、コンクリートを使う場合であっても透水性のある材料に変更して水の逃げ場を確保しておく必要があるのではないかと。水害発生の危険を回避するための具体的な基準が必要になるのではないかと思いますけれども、この点、いかがでございましょうか。

### <吉村事業部長：2回目の答弁(第4項目)>

ただいまいわゆる農地のあり方と、いわゆる開発ということのご意見をいただきました。おっしゃるとおり水田は治水上、大変有効な機能を果たしていることは皆さんご承知のとおりでございます。ただ、町に活力をとというようなことで、やはりその農業の後継者の問題、いろんな問題が絡みまして、イズミヤの進出、あるいはご指摘ありました寺戸地区におけるカインズの模索、検討というのが進んでいるところでございます。これにつきましては、農業サイドとして適切な判断の上で、世界的な食糧危機も言われておりますので、特に日本の自給率の低下、そういったことも大きな問題になっております。そういったことも踏まえて、今後、転用については、まず先に農業サイドと農政サイドと協議をした上で進めるというルールづくりが必要であるという認識をしております。並行しておりますとどうしても難しい問題も出てまいりますし、今後ひとつ、広陵町としては農政も前もって、そういう計画を聞かせていただいて協議に入りたいというように思っております。

それと調整池についても、ご指摘ございましたけれども、調整池はある一定以上の、例えば1ヘクタール以上の開発については調整機能の義務づけがなされておりますけれども、現在町内で進められております、いわゆるミニ開発というか、1,000平方メートル、あるいは2,000平方メートル程度の開発については調整機能は求めておらないのが実

態です。しかし、ご質問にありましたように、やはり水を管理するという意味で、開発指導の中で町としても、水路の規模そういったものも踏まえて、協議をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

### **<八尾議員：3回目の質問（第4項目）>・・・答弁を求めない**

床上浸水の家と同時に床下浸水の家も訪問してお話を伺ったら、周辺にできた新しい住宅は、その家の地盤よりも、やっぱり少しずつ高くなってそうす。水は低きに流れると申しますので、住宅開発や店舗を設けるときにはそういう影響がどうなるのかということもちゃんと吟味をして、それで、これなら大丈夫なんだということでゴーサインを出さないと、そういうことがやっぱり進むだろうということを心配をいたします。

特に、私が伺った家は高齢者の方でお金もないのでちょっとようせんわと、こういうことを言われているわけです。ですから、やっぱりそのあたり、町が治水対策の点からいつでもしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

### **<八尾議員：2回目の質問(第5項目)>**

あと3分しかありませんから5番目に移ります。エレベータの設置のことについては、今年2月の12日に住民の方と一緒に平岡町長に要請をしております、香芝市に対して働きかけてもらえないかという要請をしております。きょう、こういう形でちゃんと進んでおるといことで、大変心強く思っております。どうも、取り組んでいただいてありがとうございました。

それでこのことについても、やっぱり実際に利用している住民が広陵町の住民が多いということがやっぱり根本でございますので、今後、他の市町村の施設であっても広陵町の住民がよく利用するところについては、住民の側からそういう要請だとか相談があればきちんと対応していただきたいというふうに考えているわけですが、その点、いかがでございましょうか。

### **<山村副町長：2回目の答弁(第5項目)>**

五位堂駅のエレベータの問題についてはご要望をいただいて懇談もさせていただき、町長は香芝市長さんにもお願いをいたしまして、実現の方向に向かって進んでおります。広陵町の区域だけでなしに、いろいろな公共施設をこの広陵町以外でも利用させていただいている。また、逆に広陵町ご利用いただいているというケースもあろうかと思えます。広陵町の町民の皆さんのご意見をお伺いしながら行政を進めてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

### **<八尾議員：3回目の質問(第5項目)>・・・答弁を求めない**

そういう考え方に立つと、図書館前の駐車場を無料にするということはお近所の市町村と

のおつき合い上、いろんな関係があるわけですから、香芝の市民の皆さんにも、また、高田の市民の皆さんにもいろんな方にもお互い広陵町はええとこやなど。私らは私らで、香芝の施設利用するときに、香芝の市役所で熱心に取り組んでいただいたんだなど、こういうことを、やっぱり思って地域の連携といいますか、そういうことを仲よくしていきたいなとこういうふうに思っておりますので、ぜひそういう方向で努力をしていただきたいと思います。答弁は結構でございます。ありがとうございました。